

<論文>

米国州法預金保険制度とポピュリズム —カンザス州を事例として—

黒羽雅子

要旨

本稿は、20世紀初頭米国中西部諸州などに存在した州法預金保険制度の成立とポピュリズム・ポピュリスト運動との関係を、カンザス州を事例に明らかにすることを目的とする。カンザス州は隣接するネブラスカ州とともに、19世紀末のポピュリスト運動が州の政治に大きな影響を与えた州である。ポピュリスト運動は20世紀初頭には政党運動としてはほぼ消滅している。ただ、預金保険制度の成立には、ポピュリズム思想が大きな影響を与えたとする議論も通説的に受け入れられている。本稿では、カンザス州を事例に、この点を検討しようという試みである。カンザス州においては、州の成立以降1930年代までの銀行統計及び州銀行預金者保証制度運営関係の政府関係資料が十分でなく、本稿においては、本格的分析のたたき台を提示するにとどまることをあらかじめ述べておく。

キーワード：預金保険制度、カンザス州、ポピュリスト ポピュリズム

第1次大戦後農業不況

I. はじめに

1. 米国預金保険研究史と本稿の問題意識

米国の預金保険制度をめぐるのは、19世紀、20世紀初頭の州が後援した銀行債務（主に銀行券および預金）を対象とする制度および連邦預金保険制度の成立とその後の運営をめぐる議論が活発に行われてきた。19世紀に成立したものには、1829年ニューヨーク安全基金、1931年バーモント州預金保険基金、1834年インディアナ州銀行相互保険制度、1836年ミシガン州保険基金、1845年オハ

イオ州銀行保険基金、1858年アイオワ州銀行相互保証制度がある。これらの制度は当初の順調な運営にもかかわらず、いずれの制度も短命に終わった。このうち、ニューヨーク州のものは自由銀行法の導入による加盟銀行の脱退急増と免許期限切れにより消滅した。また、ミシガン州のものは1842年に基金の枯渇により破綻した。それ以外の各州のものも、加盟銀行の減少や国法銀行への転換などで同様の結末を迎えた¹。また、20世紀初頭のものには、1907年オクラホマ、1909年テキサス、カンザス、サウス・ダコタ、ネブラスカ、1914年ミシシッピ、1917年ノース・ダコタ、ワシントンの各州に成立した州政府の後援する預金保証基金がある。結論から言えば、これらの制度もかつてない経済恐慌と銀行危機＝銀行破綻の続出の中で、基金の維持が困難となり、破綻・廃止となった。これらの制度の概要は表1に示したが、同表「結末」の欄は、いずれの制度も連邦預金保険法の成立前に廃止（破綻）となったことを示している。さらに言えば、どの制度も、州銀行制度に手痛い傷跡を残すような失敗に終わった。

この後、1930年代の銀行危機を経て成立したのが1933年連邦預金保険制度である。米国では銀行規制の強化論と緩和論の立場から、連邦預金保険の是非およびその成立とその後の運営に関する研究・論争が活発に行われてきた。それとの関連で2つの時期に成立した州単位の預金保険についても研究が積みあがっている。そのうち、本研究との関係で例示すると、20世紀初頭の各州による預金保証制度を中心に据えた研究として最も網羅的なものは、Clarke

¹ 概要は、黒羽雅子「州法銀行の歴史と論争」『証券経済学会年報』第31号、1996年、p.37、戸田壮一『アメリカにおける銀行危機と連邦預金保険制度』白桃書房、2014年、pp.3-7が紹介しているが、Golembe, Carter H., "Origins of Deposit Insurance in the Middle West, 1834-1866," *Indiana Magazine of History*, Vol.51, No.2(June 1955), pp.113-120; Golembe, Carter H. and Clark Warburton, "Insurance of Banks Obligations in Six States During the Period 1829-1866," *mimeo.*, FEIC, 1958; Dewey, Davis, *State banking Before the Civil War*, Washington: GPO, 1910, pp.82-104はより詳細な分析である。

このほか、大森拓磨『黎明期アメリカの銀行制度』東京大学出版会、2019年の第1篇はニューヨーク安全基金を、第2篇はインディアナ州銀行相互保険制度をそれぞれ詳細に分析している。

Warburton²の20世紀初頭の8つの預金保険制度をカバーしたものである。各州銀行当局の内部資料も利用した詳細な調査が含まれており、制度の終焉までの顛末と評価も明晰な分析が示されている。同じく包括的ではあるが、よりジャーナリスティックな解説をしているものとしては、American Bankers Association³によるものがあげられるが、同協会の預金保険制度に対する立ち位置を知るうえで有益である。このほか同時代の論考としては、Thomas Bruce Robb⁴やThornton Cooke⁵の研究もあるが、これらの制度が困難を迎えた時期かそれ以前に執筆されたもので、その後の顛末を語るまでには至っていない⁶。以上の議論の特徴は、成立した制度の仕組を詳細に検討しつつ、そこに内在する問題点や失敗の原因を列挙しながら、多面的に評価しようとする姿勢である。

1933年連邦預金保険成立以後も、米国金融制度の問題点とそのもとの預金保険制度について活発な議論が交わされたが、とりわけ州法制度についての従来の議論の再検討を進めたのが、Eugene N Whiteの著書⁷である。この研究は、州と連邦による二元銀行制度がもたらすコンフリクトと脆弱性温存の問

² Warburton, Clarke. *Deposit Guaranty in Eight States During the Period 1908-1930*, mimeo. Federal Deposit Insurance Corporation, 1959.

³ American Bankers Association. *The Guaranty of Bank Deposits: A Historical Account, with Statistical Analyses of the Banking and Actuarial Results, of Guaranty of Bank Deposits Experiments in Eight Western States*, New York: Economic Policy Commission American Bankers Association, 1933.

⁴ Robb, Thomas Bruce, *The Guaranty of Bank Deposits* (Boston: Houghton Mifflin Company 1921)

⁵ Cooke, Thornton. "The Insurance of Bank Deposits in the West II: Identification and Determinants," *Quarterly Journal of Economics*, 24, No.2, 327-91.

⁶ この時期に出た預金保険をめぐる論説・解説書等は相当数に上り、日本においても東京銀行集会所『銀行通信録』昭和10年8月～12月にかけて、「米国における州預金保証制度研究」が掲載されたり、銀行研究社『銀行研究』第13巻6号に「米国新銀行法」の解説が取り上げられたりなど、複数の文献を見つけることができる。

⁷ White, Eugene N. *The Regulation and Reform of the American Banking System, 1900-1929*, Princeton Univ. Press 1983.

表 1 州法預金保険制度の概要

州名／制度／成立年・発効年	加 盟	当 初 賦 課 割 合	毎 年 賦 課 割 合	被 保 險 預 金 種	保 險 金 支 払 い	資 本 金 対 する 預 金 の 割 合 (上 限)	預 金 利 息 の 上 限	結 末
オクラホマ 1907年法 (1908年発効) 1909年改正・発効	強 制	預金の1%	基金維持のため 預金の0.25%	全預金	即時	なし	3%	1923年法律廃止、 1934年清算終了
カンザス 1909年成立・発効	任 意	預金10万ドル毎に 現金または債券で 500ドル	預金の0.25%	全預金	銀行の生産まで は6%の債券で	資本金・剰 余金の10倍	3%	1930年破綻。 1933年法律廃止、 1934年清算
ネブラスカ 1909年成立 (1911 年発効)	強 制	預金の1%	預金の0.1%	全預金	管財人による不 足額決定後	資本金・剰 余金の15倍	なし	1930年破綻。 1934年清算
サウス・ダコタ 1909年成立・発効 1915年改正・発効	任 意	預金の0.1% 預金の0.25%	預金の0.1% 預金の0.25%	全預金 全預金	管財人による不 足額決定後	資本金・剰 余金の15倍 資本金・剰 余金の10倍	5% 5%	1923年より機能不 全、1927年法律廃止
テキサス 1909年成立 (1910 年発効) 年保証制度 債券担保制度	強 制 (いずれ かの制度 を選択)	預金の1% 資本金と同額の債 券	預金の0.25%	無利息 預金	即時	資本規模に 応じた額	なし	1925年大部分の加 盟銀行が脱退。 1926年破綻、 1931年清算
ミシシッピ 1914年成立	強 制	預金10万ドル毎に 現金または債券で 500ドル	預金の0.05%	全預金	管財人による不 足額決定後	資本金・剰 余金の10倍	4%	1930年破綻。 1934年清算
ノース・ダコタ 1917年成立	強 制	預金の0.05%	預金の0.05%	全預金	管財人による不 足額決定後	預金保険局 によって決 定された利 率	預金保険 局によっ て決定さ れた割合	1921年以降機能不 全、1929年法律廃止
ワシントン 1917年成立	任 意	預金10万ドル毎に 現金または債券で 1000ドル	預金の0.5%	全預金	銀行資産の現金 化過程で	資本金・剰 余金の8倍	預金利息 の上限	1921年全加盟銀行 が脱退 破綻。 1929年法律廃止

資料：White, Eugene N. *The Regulation and Reform of the American Banking System, 1900-1929*. Princeton University Press, 1983, pp.210-11. 戸田壯一『アメリカにおける銀行危機と連邦預金保険制度』白桃書房、2014年、pp.8-9.

題、中央銀行制度の欠如によって独特の発展を遂げたコルレス制度や手形交換所制度に存在する脆弱性の問題を検討する中で、州法預金保険制度の成立と破綻をもたらした最重要の要因を支店銀行制度の欠如の問題と位置づけ、米金融制度史に内在する問題を1930年代の銀行危機の視点から掘り下げた分析を提供した。これ以前、Whiteは1981年と1982年の論文⁸を発表していて、そこでは、州法預金保険制度の成立した諸州における銀行業界の特徴すなわち単店銀行制度（支店設置の禁止）や二元銀行制度の一方を形成する州法銀行制度の規制の甘さに関する問題点、恐慌ごとに預金を失う預金者や農業者債務の問題および預金保険制度の導入を望む単店銀行家の政治的影響力についての検討がされ、預金保険制度を生み出した米国の銀行制度に問題の根があることなどについて活発な議論を提起した。その背景には、1980年代の貯蓄貸付組合破綻の増加に伴って発生した、連邦預金保険制度の一方であるFSLIC（連邦貯蓄貸付預金保険公社）の基金急減と破綻の危機があり、その後の預金保険制度の大改革をめぐって、預金保険の引き起こすモラルハザードや逆選択問題など同制度の負の側面が取り上げられ盛んに議論された。これ以降、Calomiris, Charles W.⁹らが銀行規制緩和の立場から預金保険害悪論ないし不要論的極端な議論を活発に行ってきた。ただ、2000年代になると、Diamond and Dybvig¹らの提起した預金保険制度成立の重要な要因であった銀行取付（Bank Run）を抑止するメリットが強調されるようになり、同制度の存在意義に光が当てられるよ

⁸ Id., "State-Sponsored Insurance of Bank Deposits in the United States, 1907-1929," *The Journal of Economic History*, Vol. 41, No. 3 (Sep., 1981, pp. 537-557; Id., "The Political Economy of Banking Regulation, 1864-1933," *The Journal of Economic History*, Vol. 42, No. 1, Mar., 1982, pp. 33-40)

⁹ Calomiris, Charles W., "Regulation, Industrial Structure, and Instability in U.S. Banking: an historical perspective," in Klausner, Michael and Lawrence J. White eds., *Structural Change in Banking*, Business One Irwin, 1993, pp.19-116. Id. and Eugene N. White, "The Origin of Federal Deposit Insurance," in Goldin, Claudia and Gary D. Libecap eds., *The Regulated Economy*, Univ. of Chicago Press, pp.145-188.

うになった。これにCooper & Rossⁱⁱの同様の研究が続き、最近ではデメリットのみを強調する行き過ぎた論調が修正されつつある。ただ、こうしたなかにあっても、Calomiris and Haber¹⁰の近著は、若干乱暴な議論含んではいるものの、1980年代の銀行規制緩和論を再提起するものとして注目されている。Calomirisらの議論の中心は、単店銀行制度を保護してきた米国の非効率な銀行システムを批判しつつ、支店銀行制度の発展を妨げてきた考え方の根本にあるポピュリズム思想が問題だという点にある。こうした議論に対しては、日本においては、由里宗之¹¹が小銀行政策の視角から詳細な批判を加えているが、本稿ではこれ以上立ち入らない。

これを受けて、米国銀行制度をめぐる議論の中で、ポピュリズム思想との関係が再び注目を集めるようになってきた。拙著¹²に於いて、ネブラスカ州預金保証制度の成立とポピュリズムとの関係を取り上げたのは、そうした問題意識が背景にあったからである。

ただ、カンザス州においては、銀行預金者保証基金が年次報告等を公開していないため、それを代替する原資料や別の公開資料をつなぎ合わせて制度運営の実態をたどっていく必要があるといった問題があった。その結果本稿の目的は当初のものから、本格的な研究への第一歩を築くことを目的とすることになった。

II. カンザス州法銀行史と預金保険制度の導入

1. カンザス州法銀行史の概観—預金保険制度成立以前

カンザスを合衆国の準州として組み入れたのは1854年基本法であるが、準州議会が最初の銀行法を可決したのは1857年1月のことである。そこでは、

¹⁰ Calomiris, Charles W. and Stephen H. Haber, *Fragile by Design: the political origins of banking*, Princeton Univ. Press, 2014.

¹¹ 由里宗之「ニューディール期金融制度の評価に関する米国金融論壇の金融危機後の変化—カロミリスなどの規制緩和論者の言説を中心に—」『総合政策論叢』第6号、2015年3月、pp.81-115.

¹² 黒羽雅子「州法預金保険制度の成立とポピュリスト運動—米国ネブラスカ州の場合—」『千葉経済大学論叢』第66号、2022年6月、277-299.

州議会の許可なしに銀行業を目的として会社や団体を設立することが禁じられ、違反者には罰金または懲役が科された。この法律に基づき同年2月には、Kansas Valley Bank at Leavenworthを設立する免許法が成立したものの、翌1858年3月にはこの免許は廃止となっている。1858年2月にはさらに3銀行の免許法が成立した。続いて、1859年2月には貯蓄銀行1行の免許法を成立させた。これら準州時代の銀行業は、準州で極端に不足する交換手段としての銀行券または銀行券類の証書を発行・貸付・流通させることが目的であった。ただ、それら銀行券の兌換については、きわめて不確かなものであったようだ。¹³

1861年、カンザスは合衆国の州となったが、準州法のもとで設立された銀行の地位はそのまま維持された。同年3月の第1回州議会で一般銀行法が成立し、最低資本金額（50,000ドル）、資本金の出資形態（一定割合の正貨払込など）に関する規制、発行銀行券の兌換保証、年次報告書の要求などの新たなルールが加えられた。しかし、州の銀行規制の実態は緩やかなものであり、州内の銀行経営の健全性を担保するに十分なものとは言えなかったようである¹⁴。

その後、1863年には国法銀行法が成立し、州内には連邦法に基づき設立された国法銀行とともに、州法に基づき設立された州法銀行が同時に存在する、二元銀行制度が現出した（表2参照）。さらに、1865年には州法銀行券には10%の発行税が課されることとなり¹⁵、州法銀行は発券業務から撤退し、州法銀行の預金銀行化が進むことになった。

1879年の銀行法では、破綻州法銀行の役員等の銀行預金引き出し、追加借入れ等に関する行動規制が明記され¹⁶、州管財人による清算手続きをサポート

¹³ Connelly, William E., "Kansas Banks and Banking," in *A Standard History of Kansas and Kansans*, Chicago: Lewis, 1918, pp.971.

¹⁴ Ibid. pp.971-72.

¹⁵ "The National Banking Acts and Other Laws Relating to National Banks, from the Revised Statutes of the United States" by United States, Department of the Treasury, Comptroller of the Currency (1866)

¹⁶ Connelly, op. cit., p.973.

表2 カンザス州の銀行数推移と破綻数

年	州法銀行数		国法銀行数		年	州法銀行数		国法銀行数	
	営業中 ^{*1}	破綻	営業中	破綻		営業中 ^{*1}	破綻	営業中	破綻
1865			3	0	1909	831	0	201	0
1875			23	0	1910	869	1	206	0
1885			78	0	1911	897	0	200	0
1890			160	6	1912	903	0	204	1
1891	414		145	5	1913	930	0	204	0
1892	447	8	149	3	1914	939	1	203	0
1893	420	31	136	4	1915	967	2	217	0
1894	412	77	131	2	1916	997	1	221	0
1895	404	7	126	1	1917	1,020	0	230	0
1896	378	8	116	4	1918	1,054	2	236	0
1897	372	4	215	0	1919	1,092	2	229	0
1898	373	6	101	2	1920	1,109	5	249	5
1899	386	2	98	3	1921	1,108	11	257	0
1900	392	1	110	0	1922	1,084	17	256	0
1901	428	3	112	0	1923	1,057	22	254	0
1902	477	1	124	0	1924	1,040	10	258	1
1903	515	1	133	0	1925	1,010	18	258	0
1904	553	1	129	0	1926	967	36	258	0
1905	616	0	166	1	1927	896	33	260	0
1906	682	0	175	0	1928	864	22	260	0
1907	741	3	186	0	1929	823	10	241	16
1908	764	3	181	1	1930	768	40	245	14

資料：State of Kansas, *Biennial Report of the Bank Commissioner*, from 1st to 21st, 1892-1932; US Office of the Comptroller of the Currency, *Annual Report*, from December 1865 to December 1931.

*1 営業中の銀行数は、各年第4期（10～12月）分、破綻数は各年中に発生したものの。

し、債権者への責任を明確にしようという改正が図られた。

1891年、銀行法としての本格的骨格を持つ初めての州銀行法が成立し、州銀行制度の基礎が整備された。これにより、銀行監督機関である州銀行委員会および銀行監督官が創設され、銀行検査も本格的に開始された。また、各州法銀行による営業報告の提出義務は年4回に増加した。銀行破綻後の手続きも銀行監督官の指揮により進められることとなった¹⁷。

¹⁷ Ibid., p.972-73.

1897年には上記の銀行法が改訂され、より包括的なものとなった。新しい法律には、銀行が州免許を得た法人でなければならないことや銀行株主の二重責任規定、その他銀行役員の義務および銀行監督官の権限強化などが盛り込まれた¹⁸。その後、1901年法では信託会社に対する州銀行法の適用が、1903年法では最低資本金額の5,000ドルから10,000ドルへの引き上げが盛り込まれた¹⁹。

州銀行法が成立し、州銀行局隔年次報告²⁰が発刊されて以降の、カンザス州法銀行数の推移を表2に示した。これによると、同州では1900年ごろまでは約3～400の銀行が存在したが、1903年以降銀行数が急増し、当初の400から1918年以降は1000を超える銀行が営業するまでになった。その中で1893-94年には合計100を超える州法銀行が破綻しており、この時期銀行制度改革の議論が活発化した。

2. カンザス州におけるポピュリスト運動の概要²¹

カンザス州の州法預金者保証制度導入を見る前に、カンザス州のポピュリスト運動の推移を概観しておきたい。

1880年代後半から1890年代前半にかけて、カンザス州の農家は多くの困難に直面していた。干ばつは不作を引き起こし、多くの農家には負債が重くのしかかり、返済困難・担保流れによって農場を失うことが頻発していた。この間に多くの農民が州を後にしたが、残った人々は州政府に援助を求めて立ち上がった。

農民同盟の運動は南部と中西部で成長していたが、このグループは、農産物の値上げを推進し、政府の責任は大企業ではなく農家を代表することだと主張

¹⁸ Chapter 51, *Laws of Kansas 1897*, p.90,

¹⁹ Chapter 74, *Laws of Kansas 1903*, p.120, Connelly, op. cit., p.974.

²⁰ State of Kansas, *First Biennial Report of the Bank Commissioner of the State of Kansas, to His Excellency, the Governor of the State*. August 1, 1892から隔年で刊行。入手先は、Kansas State Library, Kansas Government Information (KGI) Online Library (<https://cdm16884.contentdm.oclc.org/digital/collection/p16884coll32/id/129/rec/4>)

²¹ Connelly, William E., "Kansas Banks and Banking," in *A Standard History of Kansas and Kansans*, Chicago: Lewis, 1918, pp.1113-1195.

していた。彼らの見解では、政府からより多くの支援を受けているのが、鉄道、銀行、およびその他の企業であるとした。

人民党はこうした主張を背景に結成された。この改革運動は全国に広がったが、カンザス州で特に強力なものとなった。人民党は、通貨システムの変更と通貨の増加につながる政策をとること、累進的所得税の創設、鉄道、電信、電話事業を政府の管理下に置くこと、土地の外国人所有を防止すること、選挙制度を見直し、国民が政治により深く関与できるようにすることなどの綱領を掲げていた。これらの主張は、書籍、パンフレットなどを通じて、農民の間に広がっていった。

その結果、南部と中西部では、人民党の候補が1890年の選挙で多数の当選を果たした。カンザス州議会には、92人の人民党議員が誕生し、党はカンザス州議会の多数派を形成することになった。2年後の選挙では、人民党からさらに多くの候補者が選出されることになった。これらの人民党候補には、Lorenzo Lewelling知事候補とその他のすべての州全体の役職候補が含まれていた。Jeremiah Simpsonは1890年に米国議会議員に選出された。また、William Pefferも米国上院議員となった人民党員である。

1892年のカンザス州下院選挙では、共和党とポピュリストの両党が議席を半分ずつに分かった。1893年1月に立法のための議会が開会すると、共和党と人民党の実力行使を含む論争が激化した。それらは、知事による州兵出動を招くところまで高潮し、最終的には人民党の敗退を招き、1890年代後半までに、カンザス州の共和党が議会と州政府の支配権を取り戻すことになった。

3. カンザス州銀行預金者保証基金の成立事情

カンザス州における同制度の成立をめぐる議論は、1895年にMorrill知事の議会演説が行われた創設提案、John W. Breidethal銀行監督官（1893-1901年在職）の銀行局年報での創設懇諭がその嚆矢であろう。当時の州議会は共和党が優勢であり、知事も監督官もポピュリストではなかったが、1893-94年の

銀行破綻の急増（表2参照）を受けて、知事として、あるいは銀行監督官として、預金者の預金の保護について、何らかの提案をするべき時であったとみることができる。これが、人々の声として高まったのが、1907年のオクラホマでの預金者保証法の成立である。表2にあるように、このころは、州法銀行の破綻は落ち着いていて、とりわけ緊急を要するようなものではなかった。しかし、オクラホマ制度の成立以後、銀行預金保証制度の導入をめぐる議論は、賛成反対あい分かれて活発化した。反対派の多くは国法銀行業者であり、州法銀行業者の場合は様々な理由で賛否が分かれた。前述のCalomirisらは単店銀行業者の多くが成立を後押ししたかのように描いたが、実際には、預金保険料支払いを忌避する業者も多く、州法銀行の多くが賛成したというわけではなかった。

カンザス州銀行預金保証法²²は1909年3月6日成立し、同年6月30日に施行された。結論から言うと、同制度は1926年加盟銀行の大部分が脱退する事態に至り、事実上の破綻をした。その後、1929年3月14日同法は廃止となった。

同制度への加盟は任意である。州法による法人組織の銀行で、加盟を望むものは、州銀行監督官による検査を受け、支払い能力が十分か、適切に経営管理できているか、州銀行法にのっとって適切に営業されているかを見極めたうえで加盟の承認となる。加えて、当該銀行は「払込済で減損していない資本および剰余金」の合計が、公称資本金の10%を満たしていなければならない。個人銀行と信託会社は加入できないが、州法銀行成りすれば、加盟資格を得ることができる²³。当初、国法銀行についても、同法では加入が認められていたが、通貨監督官により最終的に加盟不可とされた。

²² 同法の内容に関する説明は、State of Kansas, *BANK DEPOSITORS' GUARANTY LAW*. Session Laws of 1909, chapter 61. General Statutes of 1909, page 130に基づく。同法の正式名称は、"An Act providing for the security of depositors in the incorporated banks of Kansas, creating the bank depositors' guaranty fund of the state of Kansas, and providing regulations therefor, and penalties for the violation thereof."といい、第1節から第17節の条文を掲げている。

²³ Ibid.

預金者保証基金からの脱退は、一定の手続きと期間を経て許可を得ることができる。除名の場合は、預金者保証法及び州銀行法に抵触することが発見された場合に、銀行監督官により決定される²⁴。

保証の対象となる預金種は、無利息預金、年利3%以下の6カ月以上1年以内の定期預金、年利3%以下の一人当たり100ドル以下の貯蓄預金である。加盟に当たっては、預金100,000ドル毎に500ドル相当の合衆国債・カンザス州債その他の債券を州財務長官に預託し、加えて年々賦課額は預金額の0.05%を0.2%になるまで積み立てる仕組みである²⁵。

銀行監督官が支払い不能と認めた場合、監督官はその銀行を支配下に置き、営業停止の手続きをとる。保険金の支払いは、当該銀行の清算後に開始される。その際、預金者に年率6%の利子付き証書を発行し、後日当該銀行の残余資産からして行く。銀行の資産が預金者に支払うのに不十分であることが判明した場合、保証基金から支出することになる²⁶。

その他、当初加盟銀行は、自己資本と剰余金の合計の10倍を超える預金を6か月間以上継続して保持することが禁じられ、これに違反した場合は加盟資格を失うものとされたが、1917年法で削除された²⁷。

カンザス州の預金者保証制度の特徴は加盟に当たって厳しい基準が設けられており、営業中の銀行のうちの20%前後は、加入資格を満たしていなかった。さらに、同制度は任意加盟であり、銀行全体の40-50%前後しか加盟していなかった(表3)。興味深いことに、同州には、州法の預金者保証制度のほかに、民間の預金保険会社(the Bankers Deposit Guaranty and Surety Company)が1909-22年に同時に存在し、同州所在の国法銀行や加盟不可州法銀行が加入していたことである²⁸(表3参照)。この会社は、州法預金者保証制度から締

²⁴ Ibid.

²⁵ Ibid.

²⁶ Ibid.

²⁷ Warburton, op. cit., p.23.

²⁸ Davison, Lee K., Carlos D. Ramirez, "Kansas' Experiment with Private Deposit

表3 カンザス州預金者保証制度への加盟・非加盟数

年末	営業中の 銀行数 (A)	加盟可能銀行数			加盟不可 銀行数 (E)	加盟比率 (%)	
		合計 (B)	加盟 (c)	非加盟		c/A%	c/B%
1909	1,038	825	404	421	213	38.9	49.0
1910	1,077	860	401	459	217	37.2	46.6
1911	1,107	891	442	449	216	39.9	49.6
1912	1,113	894	462	432	219	41.5	51.7
1913	1,141	920	481	439	221	42.2	52.3
1914	1,153	928	508	420	225	44.1	54.7
1915	1,196	953	526	427	243	44.0	55.2
1916	1,220	986	549	437	234	45.0	55.7
1917	1,250	1,007	577	430	243	46.2	57.3
1918	1,291	1,039	613	426	252	47.5	59.0
1919	1,338	1,076	649	427	262	48.5	60.3
1920	1,374	1,092	683	409	282	49.7	62.5
1921	1,375	1,091	714	377	284	51.9	65.4
1922	1,349	1,067	698	369	282	51.7	65.4
1923	1,323	1,038	681	357	285	51.5	65.6
1924	1,297	1,022	651	371	275	50.2	63.7
1925	1,269	992	611	381	277	48.1	61.6
1926	1,223	946	399	547	277	32.6	42.2
1927	1,153	872	78	794	281	6.8	8.9
1928	1,102	833	39	794	269	3.5	4.7

資料：Warburton, "Deposit Guranty in Kansas," p.31.

め出された国法銀行のオーナーらが設立したものである。1922年にこのサービスを終了したのは、1920年に始まる農業恐慌が激化したことが理由である²⁹。民間預金保険の存在が州預金者保証制度の運営に大なり小なりの影響はあったものと思われるが、ここではそれを論ずる余裕はない。ただ、DavisonとRamirezの結論は、この民間預金保険会社が被保険銀行のリスクテイクを促す

Insurance," in Federal Deposit Insurance Corporation Center for Financial Research, Working Paper Series 2021-05, April 2021, p.2.

29 Ibid.p.28.

ような作用は持たなかったといったものであり³⁰、本稿の目的とは直接関係ないものとして、踏み込んだ議論はしないこととする。

Ⅲ 終わりに

カンザス州の銀行預金者保証法は、特異な任意加盟の制度を持っていた。また、同時に国法銀行が設立した民間の預金保険会社も存在したという特徴を持っている。

ここまでの調査で、カンザス州の預金者保証制度とポピュリズムの問題は、明示的には深いかかわりを示すことはできなかった。米国に特有の銀行制度をもたらしてきた州権と連邦権限の対立や、金融をはじめとする巨大権力を忌避する伝統は単店銀行制度の広範な存在や中央銀行制度の成立の遅れなどをもたらしてきた。そうした長い歴史の中で、知事や議会が単店銀行制度の問題点に切り込み、根本的な改革に取り組むよりは、その弥縫的な改革を選択するのは当然ではないだろうか。長期にわたって堆積してきた考え方を変えるのは、そう容易なことではなかったのであろう。とはいえ、これらの考えについて明確な根拠を発見しているわけではない。それを、今後の課題としては、本稿を締めくくりたい。

(くろはね まさこ 本学非常勤講師)

本研究は、科学研究費助成事業基盤研究(C)(一般)課題番号17K03851(平成29年度～令和4年度)(研究代表者:黒羽雅子)による支援を受けた。記して感謝を表したい。

30 Ibid.

ⁱ Diamond, Douglas W. and Philip H. Dybvig, "Bank Runs, Deposit Insurance, and Liquidity," *Federal Reserve Bank of Minneapolis Quarterly Review*, 24(1), Winter 2000, pp.14-23.

ⁱⁱ Cooper, Russell and Thomas W. Ross, "Bank Runs: Deposit Insurance and Capital Requirements," *International Economic Review*, Feb., 2002, 43(1), pp. 55-72.